令和３年度秋田県放課後児童支援員認定資格研修　研修レポート抜粋

（誤字脱字等については校正しているため、原文と異なる場合があります）

県央会場

科目　②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護

◆　本科目では、放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護を学んだ。放課後児童クラブに関係する児童福祉法での青少年の呼称及び年齢区分について、秋田県の市町村別・年齢別人口の表からは少子高齢化について、個人情報の取り扱いではＳＮＳ利用の注意点などについて理解を深めた。また、子どもへの虐待の禁止と予防では、３つの不自然と５つのポイントに気をつけて観察・対応をしていかなければならないと思った。

◆　法令に定められた差別や虐待の禁止、秘密厳守など放課後児童クラブの一般原則や職員倫理及び子どもの権利擁護の大切さを再確認した。虐待は早期発見が大切だが、放課後児童クラブは子どもと保護者の両方に接するので、３つの不自然に気付きやすいと言える。虐待の兆候が見られる場合は、職員間で情報共有したうえで、ためらわずに、まずは学校に相談＝通告するなど、子どもの権利を擁護するための行動をとっていきたい。

◆　児童福祉法や児童の権利に関する条約、設備運営基準の条約を学んだ。利用者支援への差別や利用者の個人情報の取り扱い、虐待が疑われたときの対処の流れなど、今必要な内容だった。放課後児童クラブの職員は、子どもの権利である「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」を保障するために、権利擁護に関する知識と意識を高め、日々育成支援に努めなければならないことを学んだ。

◆　子どもの権利擁護について学び理解することで、子どもを守り育成支援をしていけるのだと学びました。子どもの最善の利益を一番に考え、しっかりと子どもを観察することの重要さを改めて考えることができました。虐待を早期発見ができる立場として、子どもに寄り添い、信頼関係を築きながら支援していき、常に情報共有をしていくことで、小さな変化を見逃さずにいれるのだと思いました。

◆　子どもの人口減少がどれほど切実か、講義を聞いて改めて感じた。その問題を一市民がどうにかすることはできないが、その中でも子どもたちを守る仕事に就いている自分たちが今できることをしっかり行っていきたいと思った。特に虐待に対しては、きちんと知識を身に付け、早く気付き、早い対応ができるよう日々努めたい。放課後、施設内で過ごす時間だけでなく、いつも安心して笑顔で過ごせるよう一人ひとりを見守りたい。